

堺市監査委員公表第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき定期監査及び行政監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 12 月 23 日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

定期監査及び行政監査

第2 監査の対象

美原区役所

(企画総務課、自治推進課、市民課、保険年金課)

美原保健福祉総合センター

(生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、美原保健センター)

第3 監査の対象期間

令和6年度(令和6年4月1日～令和6年7月31日)

ただし、必要に応じて令和5年度以前を含む。

第4 監査の実施期間

令和6年8月1日～令和6年12月23日

第5 監査の項目及び結果

所管事務が、法令等の定めるところに従い適正に執行されているか、また、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼として、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 保険年金課

(1) 国民健康保険料について

堺市国民健康保険条例に基づき、普通徴収に係る国民健康保険料の徴収事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 美原保健福祉総合センター 生活援護課

(1) 生活保護費徴収金・生活保護費返納金について

生活保護法に基づき、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がいた場合等(法第78条)に、支給した保護費等をその者から徴収し、徴収金として収入している。

また、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合（法第 63 条）に支給した保護費等について、被保護者に返還を求め、返納金として収入している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 美原保健福祉総合センター 地域福祉課

(1) 介護保険料について

堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 社会福祉費負担金（養護老人ホーム負担金）について

堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。

この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 徴収記録票の作成及び督促状の送付

堺市債権の管理に関する条例施行規則では、督促は、原則として納期限経過後 30 日以内に行うこととされている。また、養護老人ホームマニュアル（負担金債権管理編）では、納期限までに養護老人ホーム負担金が入金されていない場合には、徴収記録票を作成し、督促、催告の状況を記載して課内で供覧を行うこととされている。

しかし、養護老人ホーム負担金について、令和 4 年度以降、督促の対象者がいるにもかかわらず、徴収記録票を作成せず、督促状も送付していなかった。

4 美原保健福祉総合センター 美原保健センター

(1) 環境衛生手数料（狂犬病予防手数料）について

堺市手数料条例に基づき、狂犬病予防法関係手数料を徴収している。

この事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

5 区役所共通項目

(1) 公有財産（土地・建物）の管理について

公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 普通財産の管理

令和6年9月4日に実地調査を行ったところ、北余部自治会集会所の敷地として貸し付けている土地に、公有財産貸付申請書及び公有財産使用貸借契約書に記載のない物件（防犯カメラが取り付けられた支柱）が設置されていた。

（自治推進課）

(2) 委託料について

委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

ア 随意契約理由の記載

堺市文書規程では、起案文書の内容の訂正等を行う際に、当該訂正等が文意の変化を生じさせる場合や重要なものである場合は、訂正等を行う者による訂正等の箇所への認印の押印と合わせて最終決裁者の認印を押印することとされている。

しかし、美原区役所本館非常用発電設備点検業務の起案文書において、意思決定にあたって重要な内容である随意契約理由を全文訂正していたにもかかわらず、当該訂正箇所に担当者の訂正印のみ押印されており最終決裁者である課長の訂正印の押印がなかった。

（企画総務課）

イ 入札・随意契約結果の公表

委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格100万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。また、随意契約の場合は、随意契約理由も公表することとされている。

しかし、美原区役所中央監視装置保守点検業務及び美原区役所本館非常用発電設備点検業務について、予定価格が100万円を超えるため契約結果を公表していたが、公表した契約結果に随意契約の理由を記載していなかった。

（企画総務課）

(3) 補助金について

補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事

項はなかった。

(4) 現金等の管理について

現金等の管理に係る事務について関係書類を調査し、実地に確認した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 その他

個人情報の管理について、以下のとおり意見を付す。

[個人情報の適正な管理について（意見）]

個人情報の保護に関する法律では、行政機関の長等は保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされており、本市では、堺市個人情報の適正管理に関する要綱に基づき、保有個人情報が必要でなくなった場合には、速やかに廃棄することとされている。また、堺市文書規程では、保存期間の満了した文書については、少なくとも毎年1回、廃棄しなければならないとされている。

しかし、美原保健センターでは、文書の保存期間が満了して2年以上経過しているにもかかわらず、病歴等の要配慮個人情報の記載がある医療保護入院者の定期病状報告書（208人分）等の個人情報に関する文書を廃棄していなかった。

美原保健センターは要配慮個人情報を含む公文書を取り扱っていることを十分に認識し、堺市文書規程及び堺市個人情報の適正管理に関する要綱に基づき、保存期間が満了したものは適時に廃棄するなど個人情報を適正に管理されたい。

（美原保健福祉総合センター 美原保健センター）